

テーマ

憲法を守るとは？ —ドイツ憲法を事例に—

適用
分野

ドイツ憲法と日本国憲法との
比較、憲法の基本原理



研究
名称

戦後ドイツにおける基本権論の展開

氏名
所属

櫻井智章 教授
法学部 法学科

内容

●特徴

戦後のドイツ憲法（基本法）における憲法の基本原理、基本権保障・憲法保障のあり方など、ドイツの憲法体制及び憲法判例について検討している。

その上で、日本国憲法の特徴を捉え、日本国憲法の解釈論への示唆を得るため、基本権論・憲法裁判論を中心に、日本国憲法との比較検討を行っている。

●研究内容

戦後ドイツ憲法の特徴として、憲法の条項が頻繁に改正されていること、他方で「憲法の基本原理」を守るために様々な方策が予定されていることがあげられる。ドイツは「憲法の基本原理を覆そうとする者から憲法を保護する」のが特徴である。

1. 憲法裁判について

日本の場合、裁判所は具体的な民刑事事件の解決の際に違憲審査権を発動するのであって、事件の解決と無関係に憲法判断を下すことはできない。従って、憲法違反行為があったとしても、具体的な事件が存在しなければ、裁判所は違憲審査権を発動できない。

他方、ドイツでは、抽象的規範統制という制度があり、一定の者は具体的な事件とは無関係に憲法裁判所に憲法判断を求めることが可能である。

<違憲審査制のタイプ分類>

タイプ	対象国	保障分類
アメリカ型	米国、日本など	権利保障型（個人の権利を守る）
ドイツ型	ドイツ、オーストリアなど	憲法保障型（憲法を守る）

2. ドイツでは、違憲の政党を解散できる。

ワイマール憲法がナチスによって合法的に葬り去られたという経緯もあり、戦後のドイツでは違憲の政党を解散させることができる。何人であれ憲法を覆そうと者から憲法を守るというドイツ憲法の特徴の表れである。

【問題提起】

憲法は国家の最高法規であり、国家の全ての行為は憲法に適合しなければならず、憲法に違反する行為は無効である。しかし、具体的な事件が存在しない限り、裁判所は違憲審査権を発動することができない。そのため、合憲性が争われているにもかかわらず、裁判所の審査に服さない行為が発生しているという現状をどうすべきか？

キーワード

ドイツ憲法、憲法保障、憲法裁判所、違憲審査

連携方法

■ 講演 ■ 研修 ■ 研究相談 ■ 学術調査 ■ コメント ■ 共同研究